

【 資料 No. 5 】

諮詢に対する説明

○ 建設予定地を巡る2市1町の考え方

建設予定地の選定には、さまざまな調査と事務手続きが必要であり、完了までには、多くの時間を要することが推測されます。また、たとえ選定が完了したとしても、地権者および近接する地域から、事業に対する合意を得ることが難しい場合があり、そのことが用地取得等の事務に影響を及ぼすケースも少なくありません。

これに対し、当建設予定地は、以前の組合において、すでに選定作業がなされており、また、その事業に対して協力する旨の同意書や事業の推進に必要であった農振除外申出書が地権者から出されるなど、ごみ処理施設の建設について、一定の理解が得られているとの認識です。

前段の建設予定地の選定等で推測される課題に対し、後段での当建設予定地の状況は、これらの課題の軽減が期待でき、2市1町としては、当建設予定地で合意することが、より効率的な事業の推進につながるものと考えています。

○ 合意書を踏まえての本組合の事務の進め方

近年、埼玉中部環境センターでは、老朽化に伴い維持管理費が増加しており、そのことが施設を継続して安定的に運営していくことへの課題となっています。

本組合では、当建設予定地には、これまでの経過から、地元との話し合いの実績、参考となる各種資料があり、施設の建設を推進するうえで、その事務を効率的に進めることができる実に大きなメリットがあると考えています。2市1町の考え方からも、このメリットを十分に考慮したうえで、建設予定地の合意に至ったことを伺うことができ、本組合は、それを活かしつつ、併せて現地の状況なども確認しながら、事務を進めて行くことが肝要であるとの認識です。

また、鴻巣市のハザードマップでは、当建設予定地が河川氾濫における洪水想定浸水区域となっていますが、現在の埼玉中部環境センターもこのような区域に当てはまるところから、その状況を踏まえ、新たな技術も導入しながら、善処していきたいと考えています。